

【関係法規の概要】

栃木県立学校 学校運営協議会 関係法規の概要（一覧表）

この一覧表は、栃木県立学校に設置する学校運営協議会について、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）」、「栃木県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（以下「規則」という。）」、「栃木県立学校における学校運営協議会の運営に関する要綱（以下「要綱」という。）」に定めた事項について概要を取りまとめたものである。【一部省略や実際と異なる表現あり】

項目	参照
1 (設置等)	法第47条の6第1項
1 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。	
2 法第47条の6第1項本文の規定に基づき、別表に掲げる学校（栃木県立日光明峰高等学校、栃木県立馬頭高等学校、栃木県立益子芳星高等学校、栃木県立茂木高等学校、栃木県立黒羽高等学校、栃木県立那須高等学校）に協議会を置くものとする。	規則第2条第1項
3 栃木県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、協議会を設けようとするときは、あらかじめ、対象学校（当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。）の校長の意見を聴くものとする。	規則第2条第2項
2 (委員の任命)	法第47条の6第2項
1 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。 （1） 対象学校の所在する地域の住民 （2） 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者 （3） 社会教育法第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者 （4） その他教育委員会が必要と認める者	
2 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。	法第47条の6第3項
3 協議会は、委員15人以内で組織する。	規則第7条第1項
4 教育委員会は、委員を任命しようとするときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。	規則第7条第2項
5 前項の規定による意見の聴取は意見書（別記様式第1号）及び学校運営協議会委員候補者名簿（別記様式第2号）によるものとする。	要綱第2条第1項
6 教育委員会は、任命した委員に対し、任命書（別記様式第3号）を交付する。	要綱第2条第2項
3 (学校運営に関する基本的な方針の承認)	法第47条の6第4項
1 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、次に掲げる事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の協議会の承認を得なければならない。 （1） 教育課程の編成に関する事項 （2） 経営計画に関する事項 （3） 組織編制に関する事項 （4） 予算の執行に関する事項	規則第3条第1項
2 対象学校の校長は、承認を得た基本的な方針に従い当該対象学校の運営を行うものとする。	規則第3条第2項

	項目	参照
	3 対象学校の校長は、承認が得られるように、基本的な方針について協議会の委員に対し説明に努めるものとする。ただし、承認が得られない場合には、対象学校の校長は次の各号の対応をとるものとする。 (1) 対象学校の校長は、基本的な方針に対する協議会の委員の意見を教育委員会に報告する。 (2) 対象学校の校長は、教育委員会と協議の上、必要のある場合は修正を加え、再度協議会の承認を得られるように努める。 (3) 協議会の承認が得られるまでの間、対象学校の校長は教育委員会と協議の上、学校運営を行う。	要綱第3条
4	(協議の結果に関する情報提供) 協議会は、前条に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めるものとする。	法第47条の6第5項
5	(運営に関する意見の申し出) 1 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。	法第47条の6第6項
	2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して、<u>対象学校の運営に関する基本的な方針の実現に資する事項（特定の個人に係るものを除く。）</u>について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。	法第47条の6第7項 規則第5条第1項
	3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べようとするときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴くものとする。	規則第4条 規則第5条第2項
	4 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、当該協議会の意見を尊重するものとする。	法第47条の6第8項
6	(学校の運営に関する評価) 協議会は、対象学校の運営状況について、少なくとも毎年度1回、評価を行うものとする。	規則第6条
7	(委員の任期) 1 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。	規則第8条
8	(委員の服務) 1 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 2 委員は、在任中、次に掲げる行為をしてはならない。 (1) 協議会及び対象学校の運営に著しい支障を来す言動を行うこと。 (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、委員としてふさわしくない行為を行うこと。	規則第9条

	項目	参照
9	(委員の解任) 1 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その委員を解任することができる。 (1)委員から辞任の申出があったとき。 (2)前条(第1項後段を除く。)の規定に違反したとき。 (3)心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。 2 教育委員会は、前項の規定により委員を解任するときは、当該委員に対してその理由を示さなければならない。	規則第10条
10	(会長及び副会長) 1 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。	規則第11条
11	(会議) 1 協議会の会議は、会長が招集する。 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。	規則第12条
12	(会議の公開) 1 協議会の会議は、公開する。ただし、職員の採用その他の任用に関する事項について審議する場合その他協議会が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。 2 協議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。	規則第13条
13	(指導及び助言等) 1 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。	法第47条の6第9項
	2 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて、協議会に対し、指導及び助言を行うものとする。	規則第14条第1項
	3 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な活動を行うことができるよう、情報の提供に努めるものとする。	規則第14条第2項
14	(委員の報酬) 1 委員に報酬を支払う場合の当該報酬の額は、日額3,000円とする。 2 1会計年度について、委員に支払う報酬の額は、原則として15,000円を超えないものとする。	要綱第4条
15	(庶務) 協議会の庶務は、対象学校において処理する。	要綱第5条
16	(報告) 協議会は、毎年度、学校運営協議会活動状況報告書(別記様式第4号)を作成し、会議録と会議資料を添付して、当該年度の翌年度4月末日までに、教育委員会に提出するものとする。	要綱第6条
17	(委任) 法、規則、要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、協議会が定める。	法第47条の6第10項 規則第15条 要綱第7条

【運営協議会 会則】

栃木県立那須高等学校 学校運営協議会 会則（案）

（趣旨）

第1条 この会則は、栃木県立学校における学校運営協議会の運営に関する要綱第7条の規定に基づき必要な事項を定める。

（名称）

第2条 本会は、「栃木県立那須高等学校 学校運営協議会」と称する。

（目的）

第3条 本会は、栃木県立那須高等学校（以下「那須高校」という。）と地域住民や保護者等が、組織的・継続的に連携しながら、一体となって子供たちの教育や魅力ある学校づくりに取り組むことを目的とする。

（組織）

第4条 本会は、栃木県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命した委員で組織する。

2 本会の委員の任命に関し、那須高校の校長（以下「校長」という。）は、次に掲げる者から委員候補者を選定し、教育委員会に意見を申し出るものとする。

- （1） 那須高校が所在する地域の住民
- （2） 那須高校に在籍する生徒の保護者
- （3） 那須高校の教育活動に資する活動を行う者
- （4） 校長
- （5） その他、教育委員会が必要と認める者

（会長及び副会長）

第5条 会長及び副会長の互選の際は、校長を選任しないものとする。

（会議）

第6条 本会の会議の進行は、会長または会長が指名する者が行う。

2 会長は、必要があるときは、校長と協議の上、那須高校の教職員を会議に出席させ、報告または説明を行わせることができる。

3 会長は、必要があるときは、校長と協議の上、委員以外の第三者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

（専門部会）

第7条 本会は、必要があるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の部会員は、校長と協議の上、会長が定める。

（生徒の意見の反映）

第8条 本会は、那須高校の生徒の意見を把握する機会を設け、その意見を学校運営及び運営への支援に活かすものとする。

（広報）

第9条 本会は、会議の協議内容や結果、開催案内等の情報について、那須高校のホームページなど様々な広報媒体を活用して積極的に提供するものとする。

（事務局）

第10条 本会の事務局は、那須高校内に設置し、会議録や会議資料の作成等の庶務を行う。

（その他）

第11条 その他、本会の運営について必要な事項は、その都度協議し定める。

附則※1 この会則は令和元年6月14日より施行する。